

## —重要:ご利用になる前に—

この度は、弊社のソリューションスタータキット・パッケージ製品(以下「本パッケージ製品」といいます)をご採用下さいましてありがとうございます。

本パッケージ製品に同梱されております基板等のハードウェア製品及びプログラム製品を貴社でご使用になる前に、本パッケージ製品に同梱されております「ご注意書き」およびディスプレイ上に表示されます「本契約」を必ずお読み下さい。

お客様にて本パッケージ製品をご利用頂くにあたっては、本契約の内容にご承諾頂くことが条件となります。

お客様にて本パッケージ製品をご利用(例えば、プログラム製品を貴社保有のパーソナル・コンピュータ上のハードディスクにプログラム製品をインストール等の行為、あるいは基板等のハードウェア製品と貴社保有のパーソナル・コンピュータを接続することにより動作させる等)頂くことにより、お客様は本契約のすべての条項に拘束されることにご承諾されたものとみなさせていただきます。なお、本パッケージ製品をご利用いただくにあたっては、別途弊社が指定する動作環境においてご利用いただきますようお願い致します。

本契約にご承諾頂けない場合、もしくは別紙の「ご注意書き」の内容に承諾頂けない場合、弊社は、お客様に本パッケージ製品のご利用を許諾することはできません。

この場合には、本パッケージ製品の取得後7日以内に弊社、又はご購入頂きました販売会社、あるいは販売店まで本パッケージ製品を未使用の状態でご返却ください。本パッケージ製品を有償でご購入頂きましたお客様には、未使用の場合に限り頂戴致しました本パッケージ製品の代金につきましてご返金させていただきます。

本パッケージ製品に関する内容、ご不明な点又はご質問等ございましたら、弊社又はご購入頂きました販売会社、あるいは販売店までお申しつけ下さいますようお願い致します。

—本頁以下余白—

## ソリューションスタータキット製品に関する使用許諾契約書

お客様(以下「甲」といいます)とルネサスエレクトロニクス株式会社(以下「乙」といいます)とは、次のとおり、スタータキット・パッケージ製品の使用条件につき、契約を締結します。

### 第1条(定義)

本契約書において、次に掲げる用語の意義は当該各号の定めるところによります。

- (1) 「R製品」とは、ルネサスエレクトロニクス株式会社製半導体製品をいいます。
- (2) 「本パッケージ製品」とは、乙が本契約に基づき甲に提供する、ソリューションスタータキット・パッケージ製品をいい、以下のもので構成されます。
  - (イ) 評価基板および同梱品(以下「本件評価基板」といいます)
  - (ロ) エミュレータ(以下「本件エミュレータ」といいます)
  - (ハ) CD-ROMまたはDVD
    - ・このCD-ROMまたはDVDには、評価基板及びエミュレータを動作させるために必要な機能を有するプログラム(オブジェクト・コード形式、以下「本プログラム」といいます)及び本プログラムに関する使用説明書(以下「関連資料」といいます)がコピーされています。
- (3) 「本プログラム等」とは、「本プログラム」と「関連資料」を総称していいます。
- (4) 「甲製品」とは、本契約の義務履行に責任を有する甲の部門が開発する、R製品が搭載された甲のシステム製品をいいます。

### 第2条(本パッケージ製品の引渡しと検収)

1. 甲は、乙から本パッケージ製品を提供された後、7日以内(以下「検査期間」といいます。)に本パッケージ製品を速やかに開封し、本パッケージ製品に同梱されている製品の個々の受入検査を行い、物理的な瑕疵等や不備があった場合(ただし、本パッケージ製品の使用に支障をきたすものに限る。)は、その結果を乙に速やかに書面をもって報告しなければならぬものとします。乙は、甲から当該通知を受けた場合は、速やかに物理的な瑕疵等や不備のない本パッケージ製品を再提供します。
2. 甲が前項の検査の報告を検査期間内に行わなかった場合は、当該検査期間満了をもって甲が当該検査を完了したものとみなします。
3. 提供前に生じた本パッケージ製品の滅失又は毀損は、甲の責に帰すべきものを除き乙の負担とし、提供以後に生じたこれらの損害は、乙の責に帰すべきものを除き甲の負担とします。

### 第3条(利用の範囲)

1. 乙は甲に対し、別途契約を締結し、甲においてR製品及び/又は乙製のミドルウェア製品の採用の可否を検討する目的(以下「本目的」といいます)のために、乙が別途書面で指定する方法により本パッケージ製品を利用することができます。
2. 甲は、本パッケージ製品を逆コンパイル、逆アセンブル、若しくはリバースエンジニアリング又は改変等してはならないものとし、それらの行為を第三者にさせてはならないものとします。
3. 本パッケージ製品に係る一切の知的財産権等は乙に帰属し、乙は甲に対して、本パッケージ製品について別途書面で指定する方法において明示的に許諾した権利を除いて、乙の産業財産権、著作権、半導体回路配置利用権、営業秘密又はその他すべての知的財産権に基づく何らの実施権、使用权または利用権をも許諾するものではないものとします。

### 第4条(本パッケージ製品の譲渡)

1. 甲は、書面による乙の事前の承諾を得た場合に限りパッケージ製品を第三者(一般消費者を除く)に譲渡することができます。但し、この場合、本件評価基板、本件エミュレータ及び本プログラム等が格納されているCD-ROMまたはDVD(原本)を分離して譲渡することはできません。また、本プログラム等の複製物(甲が管理・所有する1台のコンピュータ甲装置にインストールされた本プログラム等及びバックアップ用のCD-ROMまたはDVD、並びに一切の印刷物(本契約を含みます)を含みます)を甲において保持することはできず、その一切を当該譲渡先である第三者に譲渡しなければなりません。

2. 前項に従い、甲が本パッケージ製品の一切を譲渡する場合、甲はその譲渡の前に当該第三者に本契約のすべての条項に同意したことを確認しなければなりません。以後の正規の譲受人についても同様とします。
3. 乙は、当該第三者(以後の正規の譲受人を含みます)が本パッケージ製品を利用することに起因して生じる一切問題に対して責任を負担しないものとします。

#### 第5条(責任限度)

1. 乙は、いかなる甲の損害についても一切の保証責任及び一切の担保責任を負わないものとします。
2. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続します。

#### 第6条(輸出関連法令の遵守)

1. 甲は、本契約に基づき乙から提供された本パッケージ製品(複製物を含みます)を、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイル兵器等の大量破壊兵器の開発、設計、製造、保管若しくは使用等の目的、軍事情報の目的又はその他の国際的な平和及び安全の維持の妨げとなる使用目的を有する者に輸出、販売、譲渡、賃貸又は使用許諾したり、またそのような目的に自ら使用したり、第三者に使用させたりしてはならないものとします。
2. 甲は、本契約に基づき乙から提供された本パッケージ製品(複製物を含みます)を輸出、販売、譲渡、賃貸又は使用許諾等する際は、書面による乙の事前の承諾を得るものとします。これに加えて、乙の承諾を得て輸出等を行う場合には、甲は「外国為替及び外国貿易法」及びその関連法規並びに適用となる輸出管理に関する国内外の法令及び規則に定められた必要な手続をとるものとします。
3. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続します。

#### 第7条(完全合意)

1. 本契約は、本契約に添付される別紙と共に当事者間の完全なる合意を構成し、それに関連する本契約締結前のすべての協議及び合意に取って代わるものとします。
2. 本契約の改訂、変更又は追加は書面により規定され、当事者の正当に授權された代表者により記名、押印されない限り、有効とはならず当事者を拘束しないものとします。
3. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続します。

#### 第8条(協議)

1. 本契約に関して疑義が生じた場合及び本契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し解決することとします。
2. 本条の定めは、本契約終了後もなお有効に存続します。

以上